第 一千六百十六号

平成二十八年

月

Н

六月二十七日

曜

目 次

示

○道路の供用開始………………………………………………六○ |

○公共測量の終了………………………………………………六○一

○開発行為に関する工事の完了について ………………………………………六○二

告 示

山梨県告示第二百三十一号

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

平成二十八年六月二十七日

山梨県知事 後 藤

斎

病の種類 家畜伝染 日 ーネ病 牛 家畜の種類 の 庭 態 高 と は は 患畜 発生頭数 富士河口 発生場所 湖町富士 南都留郡 平成二十八年六月十七日 発生年月日

山梨県告示第二百三十二号

Ш

梨

県

公

報

第二千六百十六号

平成二十八年六月二十七日

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

> 路の供用を開始する。その関係図面は、 の縦覧に供する。 (峡北支所を除く。) において、 この告示の日から平成二十八年七月十九日まで一般 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務

平成二十八年六月二十七日

山梨県知事 後 藤

斎

| 県道 | 種道 類路 |
|----------------------------------------------------------------------|------------|
| 沢一線軒 | 路 |
| 茶 | 線 |
| 屋荊 | 名 |
| 〇二番の三地先まで 南アルプス市西南湖字上河原六二九番の一地先から 南アルプス市西南湖字上河原六南アルプス市西南湖字廻り木四 | 区間 |
| 四三一・六 | (メートル) 延 長 |
| 七十八 日十八 十八 | 期日開始の |

山梨県告示第二百三十三号

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、 (峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県中北建設事務所

平成二十八年六月二十七日

山梨県知事 後 藤

斎

指定の年月日

平成二十八年六月十七日

 \equiv 指定道路の位置

南アルプス市藤田字宮東千六百五十七番九

指定道路の幅員

最大幅員六・〇五メートル 最小幅員六・〇四メートル

兀 指定道路の延長

二九・二二メートル

告

公

公共測量の終了

ケ嶺

第二項の規定により忍野村から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けた で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

平成二十八年六月二十七日

| 役 古屋一樹 | 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 富士吉田市上吉田字上町五十の二、五十一の一の一部、五十一の五及び五十二の二 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 | 山梨県知事後藤斎 | 平成二十八年六月二十七日 | に関する工事は、完了した。(「では一句では、「おいか」とは、「おいか」とは、「おいか」という。「おいか」という。「おいか」という。「「おいか」という。「おいか」という。「おいか」という。「おいか」という。 | ● 開発行為に関する工事の完了について | 測量の地域 | j | 山梨県知事後藤斎 |
|--------|--------------------|------------------------------------------------------------|----------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------|---|----------|
| | | | | | | | | | |

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番